(五)　戸籍の記載等の嘱託
　戸籍の記載又は後見登記の嘱託に関する規定を設けることとした。（第一一六条関係）

2　家事審判事件
　成年後見、保佐、補助、不在者の財産の管理に関する処分、失踪の宣告、婚姻等、親子、親権、未成年後見、扶養、推定相続人の廃除、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定、遺産の分割、相続の承認及び放棄、財産分離、相続人の不存在、遺言及び遺留分に関する審判事件並びに任意後見契約法、戸籍法、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律、厚生年金保険法等、児童福祉法、生活保護法等、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、破産法並びに中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律にそれぞれ規定する審判事件について、その管轄裁判所その他の手続に関する規定を設けることとした。（第一一七条～第二四三条関係）

三　家事調停に関する手続

1　総則
(一)　家事調停に関する手続の通則として、調停事項等、管轄等及び移送、調停機関、調停委員会、家事調停委員、家事調停官の任命及び権限等、手続行為能力、調書の作成並びに記録の閲覧等に関する規定を設けることとした。（第二四四条～第二五四条関係）
(二)　家事調停の申立て、家事調停の申立書の写しの送付等及び調停前置主義に関する規定を設けることとした。（第二五五条～第二五七条関係）
(三)　家事調停の手続について、家事審判の手続の規定の準用等、調停委員会が行う家事調停の手続の指揮、調停委員会等の権限、調停委員会を組織する裁判官による事実の調査及び証拠調べ等、家事調停委員による事実の調査、意見の聴取の嘱託、家事調停委員の専門的意見の聴取、調停の場所、調停前の処分並びに裁判官のみで行う家事調停の手続に関する規定を設けることとした。（第二五八条～第二六七条関係）
(四)　調停の成立について、調停の成立及び効力、調停調書の更正決定並びに調停条項案の書面による受諾に関する規定を設けることとした。（第二六八条～第二七〇条関係）
(五)　調停の成立によらない事件の終了について、調停をしない場合及び調停の不成立の場合の事件の終了並びに家事調停の申立ての取下げに関する規定を設けることとした。（第二七一条～第二七三条関係）
(六)　付調停、訴訟手続及び家事審判の手続の中止並びに訴えの取下げの擬制等に関する規定を設けることとした。（第二七四条～第二七六条関係）

2　合意に相当する審判
　合意に相当する審判について、その対象及び要件、申立ての取下げの制限、異議の申立て、異議の申立てに対する審判等、合意に相当する審判の効力、婚姻の取消しについての合意に相当する審判の特則並びに申立人の死亡により事件が終了した場合の特則に関する規定を設けることとした。（第二七七条～第二八三条関係）

3　調停に代わる審判
　調停に代わる審判について、その対象及び要件、調停に代わる審判の特則、異議の申立て等並びに調停に代わる審判の効力に関する規定を設けることとした。（第二八四条～第二八七条関係）

4　不服申立て等
　家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審に関する規定を設けることとした。（第二八八条関係）

四　履行の確保
　義務を定める審判をした家庭裁判所等は、審判で定められた義務の履行状況の調査及び履行の勧告をすることができることとし、また、審判で定められた財産上の給付を目的とする義務の履行を命ずる審判をすることができることとし、それらの手続に関する規定を設けることとした。（第二八九条及び第二九〇条関係）

五　罰則
　罰則について、人の秘密を漏らす罪等の所要の規定を設けることとした。（第二九一条～第二九三条関係）

六　この法律は、非訟事件手続法の施行の日から施行することとした。

◇非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第五三号）（法務省）

一　非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、家事審判法を廃止し、旧非訟事件手続法ほか一二九の関係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

二　この法律は、非訟事件手続法の施行の日から施行することとした。

◇関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（法律第五四号）（国土交通省）

1　総則
(一)　この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
(二)　国は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図るために必要な措置を確実かつ円滑に実施しなければならないものとすることとした。また、国は、両空港に係る公共施設等運営権の設定が適時に、かつ、適切な条件で行われるとともに、当該公共施設等運営権が設定された場合における3(一)の特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるよう必要な環境の整備に努めなければならないこととした。（第四条関係）
(三)　関係地方公共団体その他の関係者は、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大に資するため、両空港の利用の促進及び利用者の利便の確保を図るために必要な措置を相互に連携を図りながら協力しつつ実施するよう努めなければならないこととした。（第五条関係）
(四)　国土交通大臣は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針を定めるものとし、4の協議会が組織されている場合において、当該基本方針を定めようとするときは、当該協議会の意見を聴くものとすることとした。（第二条関係）

2
(一)　新関西国際空港株式会社
　新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図ることにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする株式会社とすることとした。（第六条関係）
(二)　政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないこととした。（第七条関係）
(三)　会社は、その目的を達成するため、次の事業等を営むものとすることとした。（第九条関係）
(1)　両空港の設置及び管理
(2)　両空港航空保安施設の設置及び管理